

## ■教育行政のポイント

### 外国人児童生徒の“日本語指導”

菱村 幸彦

3月27日、文部科学省の有識者会議は、「外国人児童生徒等の教育の充実について」と題する報告書をまとめた。報告書は、①指導体制の確保、②日本語指導の充実、③就学状況の把握と就学の促進、④中・高校生の進学支援等について、課題を整理し、施策を提言している。ここでは紙幅の制約上、日本語指導に絞って取り上げる。

#### 10万人を超える外国人児童生徒

近年、我が国に在留する外国人の増加が著しい。法務省によると、令和元年の在留外国人は282万人を超える。日本国憲法の義務教育規定は外国人には及ばないが、国際人権規約で、すべての者に初等中等教育を無償で受ける権利を保障しているので、外国人の子どもも公立学校に受け入れ、教科書の無償給付や就学援助を行っている。

文部科学省の調査(令和元年)によると、外国人の子どもは、小学校約6万6千人、中学校約2万5千人、高等学校約1万5千人、特別支援学校約1千人など総計10万7千人が在籍している。このほかに約2万人の未就学者がいる可能性がある。

外国人児童生徒の教育で、まず問題となるのは日本語の指導である。在学者の約半数4万人は日本語指導を必要としており、日本国籍を有する者でも国際結婚による二重国籍者や帰国子女などで日本語が不自由な者が約1万人いる。

これらの児童生徒が集住している地域では、日本語指導の拠点となる学校を設け、日本語教育専門の教員が集中的に指導することができるが、散在地域における日本語指導は困難な問題を抱えている。現在、日本語指導を必要とする子どもが1名以上在籍する小・中学校は7千校に及ぶ。

令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が制定され、国内外における日本語教育の振興が図られている。

文科省は、同法制定前から、学校における日本語指導の充実のため、①義務標準法改正による日本語指導教員の基礎定数化、②日本語指導補助者や母語支援員の配置の補助、③日本語指導について「特別の教育課程」を編成・実施できるための制度改正、④「外国人児童生徒受入れの手引」の作成等の施策を進めている。

#### 速やかに実施すべき施策

しかし、現状では日本語指導を要する児童生徒の全てが必要な指導・支援を受けているとは言えない。報告書は、日本語指導について速やかに実施すべき施策として、次の諸点を提言している。

- (1) 日本語指導担当教師について、義務標準法の規定に基づいた改善(外国人児童生徒18人に対し教師1人を配置)を着実に実現すること。
- (2) 文科省は、地方公共団体が配置する日本語指導補助者・母語支援員に対する補助事業を継続し、その活用を促進すること。
- (3) 学校は「チーム学校」の観点に立って、日本語指導担当教師、日本語指導補助者、母語支援員、学級担任など関係教職員が連携し、外国人児童生徒の教育体制を構築すること。
- (4) 拠点校方式の指導体制の構築、初期集中支援の実施、日本語指導研修の充実とともに、散在地域における指導体制の在り方について実践的な研究を行い、モデル的取組を全国に普及すること。
- (5) ICTを活用して日本語指導の充実を図ることが必要であり、更なる研究や実践を蓄積して、ICT活用の取組みを促進すること。
- (6) 国際交流協会やNPOなど地域の関係機関と連携して外国人児童生徒の日本語指導や生活支援の充実を図ること。

(ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員)

●感染症、SNSトラブルから、防災・防犯まで！《好評発売中！》

### A4・1枚 学校危機管理研修シート 123

【編著】矢崎良明 B5判／定価(本体 2,400 円)＋税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp> をご利用ください。

